

平成24年度決算により算定した資金不足比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公表)

平成24年度決算により算定された坂出市の各公営企業における資金不足比率は、下表のとおり、全ての会計で資金不足を生じていないため、公営企業の経営状況が「経営健全段階」であることを示す結果となりました。

今後とも、行財政改革実施計画を着実に実行し、効率的な財政運営を行ってまいります。

※坂出港港湾整備事業特別会計は、これまで資金不足を生じていましたが、平成21年度に策定した経営健全化計画に基づき、一般会計から繰出を行うなどにより平成24年度末で資金不足を解消しました。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (△101.5%)	20.0%
市立病院事業会計	— (△86.6%)	
下水道事業特別会計	—	
坂出港港湾整備事業特別会計	—	

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載し、参考に資金剰余の比率を(△)で記載しています。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、算定上差し引くことが認められています。例えば下水道事業の場合、各家庭に下水道が行き渡る前に、まず、下水処理場の建設が必要となるなど、予定していた下水道料金が入ってくるまでは資金不足となるものの、後年度の料金収入等で解消されることを想定しているからです。

坂出市の下水道事業特別会計では減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式を選択し算定した結果、資金不足額は生じないこととなりました。